

# 東大宮商工会 会則

## 第 1 章 総 則

第1条 本会は東大宮商工会と称する。

第2条 本会は東大宮（東大宮地区）商工業者の友愛と親睦を図り、共存共栄の実を挙げ、経済活動を通じて、地域振興、福利増進に必要な諸事業を目的とする。

第3条 本会の事務局はさいたま市見沼区東大宮4-12-13（秀栄堂内）に置く。

## 第 2 章 会 員

第4条 本会の会員は、第2条の目的趣旨に賛同する商工業者をもって会員とする。

第5条 入会する者は、会員2名以上の推薦に依るものとする。

入会する者は申込書に 金1,000円也を添えて申込むものとする。

第6条 本会の運営は、入会金、会費及び寄附金、其の他に依ってまかなう。従って会員は、会費月額 金1,000円也を納入するものとし、理事又は代理人が集金の任にあたる。

第7条 会員は役員会に申し立てて脱会することが出来る。ただし最低加入期間は2年とし、2年に満たず脱会する場合は、残期間分の会費を納めなければならない。其の他次の理由による時は失格となる。

- ・ 会員として資格を喪失したる時。
- ・ 総会で除名された時。

第8条 本会を脱退又は失格となりたる者は、本会所有の資産分割又は既納金の払戻を求めすることは出来ない。未納金の場合は、完納する義務を負うものとする。

## 第 3 章 事 業

第9条 本会の事業は、第1章第2条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- ・ 東大宮地域の発展と福利増進に必要な事業。
- ・ 会員の相互援助。
- ・ 其の他目的を達成するに必要な事業。

## 第 4 章 役 員

第10条 本会に次の役員を置く。

顧 問	若干名
名誉会長	〃
相 談 役	〃
会 長	1 名
副 会 長	若干名
監 査	1 名
理 事	若干名
会 計	1 名

第11条 会長は本会を代表し事務を処理する。副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は職務を代行する。

第12条 理事は本会のブロック長を兼ね、ブロック内の一切の事務を行う。

第13条 会計は本会の会計事務をとどこおりなく行う。

第14条 本会の理事は各ブロックで推薦された者を総会において承認を得る。

第15条 会長及副会長は理事の互選の依り選出し総会において承認を得る。

第16条 顧問、名誉会長、相談役は会長が役員会に付議、会長名により掲載する。

第17条 監査は総会において選出し本会の業務及財産の状況を監査する。会計は会長指名による。

第18条 本会役員任期は2年とし留年を妨げない。

会長の連続任期は3期とする。ただし、総会決議により再任を妨げない。

#### 第5章 会議

第19条 本会の会議は定例総会、臨時総会、役員会とし必要に応じ、会長はこれを招集することが出来る。

定期総会は毎年5月に招集し事業報告、収支決算報告、予算、その他を審議する。

#### 第6章 会計

第20条 本会の会計年度は1年とし、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

#### 第7章 慶弔

第21条 下記の場合は慶弔金又は見舞金を贈呈する。

イ. 会員又はその配偶者死亡の場合

ロ. 会員が病気怪我等で入院加療が長期に及んだ場合

ハ. 火災、その他の災害にあった場合。

第22条 慶弔の細目は理事会の承認を得て内規において定める。

#### 第8章 福利厚生

第23条 イ. 会員の従業員にして永年勤続、その他優良なるものの表彰及び記念品の贈呈は役員会の決定に基き処理する。

ロ. 家族及び従業員の慰安旅行、リクレーションの実施もまた同じとする。

#### 附則

第24条 本会の会則は昭和43年5月1日実施する。

第一次改正 昭和48年6月12日 実施

第二次改正 昭和54年7月6日 実施

第三次改正 平成10年5月25日 実施

第四次改正 平成17年5月26日 実施

第五次改正 平成29年5月23日 実施

第六次改正 令和6年5月21日 実施

第25条 本会の会則の改正は総会において過半数の賛成を得て成立する。